

平成31年（2019年）

# 釧路広域連合議会会議録

平成31年2月18日開会  
平成31年2月18日閉会

2月定例会

第1回2月定例会

釧路広域連合議会

平成31年第1回2月定例会

## 釧路広域連合議会会議録 索引

会期 自平成31年2月18日 至平成31年2月18日 1日間

2月18日（月）第1日

議事日程	1
会議に付した案件	1
出席議員(17人)	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開会宣告(午後2時00分開会)	1
黙祷	1
諸般の報告	
日程第1 議席指定の件	2
日程第2 議長選挙の件	2
当選告知	
議長の紹介	
会議録署名議員の指名(高橋正秀議員、松永征明議員)	2
日程第3 会期決定の件	2
広域連合長の発言	3
日程第2 議案第1号ほか1件上程	3
提案説明	
名塚事務管理者	3
質疑・一般質問	
梅津則行君	4
佐藤昭平君	7
蝦名広域連合長	8
叶田事務局長	8
議案第1号ほか1件討論省略	10
表決	
・議案第1号表決(可決)	10
・議案第2号表決(可決)	10
閉会宣告(午後3時5分)	10
署名	11
付録	
2月定例会議決結果表	12
質疑・一般質問発言項目一覧表	13
議席表	14
2月定例会議事経過	15



## 平成31年第1回2月定例会

## 釧路広域連合議会会議録 第1日

平成31年2月18日（月曜日）

## 議事日程

- 午後2時00分開議  
 日程第1 議席指定の件  
 日程第2 議長選挙の件  
 日程第3 会期決定の件  
 日程第4 議案第1号ほか1件上程

## 会議に付した案件

- 1 開会宣言  
 1 黙祷  
 1 諸般の報告  
 1 日程第1  
 1 日程第2  
 1 当選告知  
 1 議長の紹介  
 1 会議録署名議員の指名  
 1 日程第3  
 1 広域連合長の発言  
 1 日程第4

## 出席議員（17人）

議長	17番	草島守之君
副議長	8番	佐藤昭平君
	1番	東隆行君
	2番	佐藤吉人君
	3番	近江屋茂君
	4番	高橋正秀君
	5番	立石巧君
	6番	中村仁志君
	7番	佐々木洋平君
	9番	三木均君
	10番	続木敏博君
	11番	河合初恵君
	12番	大越拓也君
	13番	松永征明君
	14番	梅津則行君
	15番	松尾和仁君
	16番	宮田団君

## 本会議場に出席した者

広域連合長	蝦名大也君
副広域連合長	小松茂君
副広域連合長	大石正行君
副広域連合長	徳永哲雄君
事務管理者	名塚昭君
監査委員	中井康晴君
事務局長	叶田洋一君
事務局副主幹	藤森一行君

## 議会事務局職員

議会事務局長	若生貴仁君
議事課長	高嶋晃治君
議事課長補佐	久万田文代君
議事課長補佐	池田和騎君
議事課専門員	渡邊尚史君

## 午後2時00分

## 開会宣告

- 副議長佐藤昭平君 皆さんご苦労さまです。  
 出席議員が定足数に達しておりますので、平成31年第1回釧路広域連合議会2月定例会は、成立いたしました。  
 よって、これより開会いたします。  
 会議に先立ち、皆様に改めましてご報告いたします。  
 昨年12月20日、渡辺慶藏前広域連合議長がご逝去されました。  
 渡辺慶藏前議長は、広域連合議員として、平成29年10月から、議長を務められました。  
 この間、広域連合議会の円滑な運営に尽くされたご功績は、周知のとおりであります。  
 この際、渡辺慶藏前議長のご冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと存じます。  
 ご一同、ご起立をお願いいたします。  
 傍聴の皆様もご一緒をお願いいたします。  
 黙祷。

黙祷を終わります。ご着席ください。  
それでは、これより会議を開きます。  
事務局長に諸般の報告をさせます。

#### 諸般の報告

事務局長に諸般の報告をさせます。

○**議会事務局長若生貴仁君** 報告をいたします。  
ただいまの出席議員は17人です。  
今議会に連合長から提出された議案は、議案第1号及び第2号です。

次に、副議長付議の事件は、選挙第1号です。

次に、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査報告書の提出がありました。

また、同法第235条の2第3項の規定に基づき、例月現金出納検査報告書の提出がありました。

次に、本日の議事日程は、日程第1、議席指定の件、日程第2、選挙第1号、日程第3、会期決定の件、日程第4、議案第1号及び第2号です。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 議席指定の件

○**副議長佐藤昭平君** 日程第1、議席指定の件を議題といたします。

新議員の選出に伴い、会議規則第4条第1項の規定により、議席を指定いたします。

お諮りいたします。

新議員の議席は、ただいまのとおりで指定いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長佐藤昭平君** ご異議なしと認めます。

よって、新議員の議席につきましては、ただいまのとおりと決しました。

#### 日程第2 議長選挙の件

○**副議長佐藤昭平君** 日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長佐藤昭平君** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、私から指名することといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長佐藤昭平君** ご異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決しました。

議長には、草島守之議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました草島守之議員を当選人といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長佐藤昭平君** ご異議なしと認めます。

よって、草島守之議員が議長に当選されました。

#### 当選告知

○**副議長佐藤昭平君** ただいま議長に当選されました草島守之議員が議長に当選されましたので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

#### 議長の紹介

○**副議長佐藤昭平君** 議長に当選されました草島守之議員をご紹介します。

○**議長草島守之君**（登壇） ただいまの議長選挙におきまして、議長に当選させていただきました鉦路市議会の草島守之でございます。心より感謝申し上げますとともに、その重責を厳粛に受けとめ、誠心誠意努めていく所存でございます。

鉦路地域5市町村からなる鉦路広域連合の、議決機関としての機能を十分に活かせるよう、公平・公正、かつ円滑で効率的な議会運営に努め、取り組んでまいりますので、何とぞ、皆様の格別なるご指導・ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○**副議長佐藤昭平君** それではここで、新議長と交代をいたします。

#### 会議録署名議員の指名

○**議長草島守之君** 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第96条の規定により、

4番 高橋正秀 議員

13番 松永征明 議員

を指名いたします。

#### 日程第3 会期決定の件

○**議長草島守之君** 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。  
 今会期は、本日1日間といたしたいと思えます。  
 これにご異議ございませんか。  
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長草島守之君      ご異議なしと認めます。  
 よって、会期は本日1日間と決しました。

○議長草島守之君      この際、連合長から発言を求められておりますので、これを許します。  
 連合長。

#### 広域連合長の発言

○広域連合長蝦名大也君（登壇）      発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。  
 議員の皆様におかれましては、時節柄何かとご多用の折、本日ここにご参集賜り、平成31年第1回釧路広域連合議会2月定例会を開催できましたことに、心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。  
 まず、ここで副広域連合長に異動がございましたので、ご紹介を申し上げます。新たにご就任いただきました、副広域連合長の小松茂釧路町長でございます。今後とも他の正副連合長共々宜しくお祈りを申し上げます。

さて、広域連合清掃工場でございます。これは供用開始以来、構成市町村との円滑な連絡調整のもと、安定した稼動を順調に続けているところでございます。

平成31年度では、施設の長寿命化を図るため、基幹的設備改良事業の準備を進めてまいります。また、15年間の長期包括委託契約の最終年度まで残り2年となり、その後の新たな長期包括委託契約につきましても検討してまいります。引き続き構成市町村の皆様と連携を図りながら、諸準備を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

ここで平成30年度12月末現在におけます、これまでの処理状況について、ご報告をさせていただきます。

構成市町村からの搬入ごみ量につきましては、昨年同期と比べまして463トン、率にして、0.94%減少してございまして、これは2つの炉を計画的に運用することにより、効率的に焼却処理を行っているところであります。

次に、資源循環の取り組み状況についてでございます。

廃棄物発電では、工場で使用する電力のほとんどを賄った上で、余剰電力を売電し、9,073万円の収入を上げてございます。

また、鉄やアルミ等の再利用につきましては、鉄の売却単価の上昇に伴い、昨年同期よりも41万円多い、522万円の収入となっております。経過等につきましては以上でございます。

この後、議案といたしまして、平成31年度一般会計

予算について、また消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の2件について、ご審議をいただくことになっておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

最後に、当広域連合の業務執行に当たりましては、引き続き安全で安定した稼動、これを基本といたしまして、構成市町村の負担金の抑制に繋がりますよう、尚一層の効率的で経済的な運営に心掛け、最善の努力をしてまいる所存でございます。今後とも議員各位並びに関係住民、各町村長の皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお祈り申し上げます。

#### 日程第4 議案第1号ほか1件上程

○議長草島守之君      日程第4、議案第1号及び第2号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

名塚事務管理者。

#### 提案説明

○事務管理者名塚 昭君（登壇）      ただいま議題に供されました、議案第1号、議案第2号につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに議案第1号、平成31年度釧路広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。

清掃工場の本格稼動から14年次目に当たります平成31年度の釧路広域連合一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度対比1,541万5千円増の12億8,329万3千円となっております。まず、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

第1款、議会費につきましては、前年度対比10万8千円増の83万2千円を計上いたしました。

第2款、総務費につきましては、基幹的設備改良事業などの本格化に向けた職員体制の充実に伴い、前年度対比1,857万3千円増の5,529万7千円を計上いたしました。

次に第3款、衛生費につきましては清掃工場運営維持管理業務委託費の減により、前年度対比318万3千円減の8億8,861万4千円を計上いたしました。

第4款、公債費につきましては、一般廃棄物処理事業債などの起債償還のため、3億3,825万円を計上いたしました。

第5款、予備費につきましては、前年度同額の30万円を計上いたしました。

次に歳入の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1款、負担金につきましては、広域連合構成市町村からの負担金で、前年度対比172万1千円増の9億8,990万6千円を計上いたしました。

第2款、使用料及び手数料につきましては、可燃ごみの直接搬入などに係るごみ焼却手数料単価改定によりまして、前年度対比199万2千円増の1億8,933万4千円を計上いたしました。

第3款、国庫支出金につきましては、基幹的設備改良事業の準備に係る循環型社会形成推進交付金として新たに600万円を計上いたしました。

第4款、繰越金につきましては、前年度と同額としております。

第5款、諸収入につきましては、売電収入及び資源物売払収入の増で、前年度対比570万2千円増の9,805万2千円を計上いたしました。

以上をもちまして、平成31年度釧路広域連合一般会計予算の説明を終わります。

次に議案第2号、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

今回の改正内容は、平成31年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、本連合清掃工場に直接搬入される可燃ごみ及び小動物の焼却手数料並びに高山の森パークゴルフ場利用料金設定基準について改定しようとするものです。よろしくご審議の上、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

#### 質疑・一般質問

○議長草島守之君 これより質疑並びに一般質問を行います。

はじめに、14番梅津則行議員の発言を許します。

14番梅津則行議員。

○14番梅津則行君（登壇） それでは最初に質問通告の内の1番目の(3)その他、についてであります。ごみ発熱量の改善資材購入費についてお聞きしようと思っておりましたが、取り下げをさせていただきたいと思っております。

それでは改めて、通告に添って質問をさせていただきます。

平成31年度釧路広域連合一般会計予算案についてお聞きします。

最初に長期運営維持管理業務委託費における15年間の維持補修費についてご質問させていただきます。その一つは、消費税の税率アップの影響でございます。平成18年度に作成したこの維持補修費の年度別比較表によりますと、作成時は5%で試算をし、平成32年度までの15年間で消費税1億2,433万円というふうに掲載されています。ところが平成26年度以降は8%であり、平成31年度は10%を予定されています。よって、当初の計画よりこの消費税の負担というのは、増えるものと考えます。そこでどれ位増えることになるのかまず、金額をお示しいただきたいと思っております。

次にこの15年間の維持補修費に係る費用の見通しについてお聞きしたいと思います。これは消費税を除いてお示しいただきたいと思っておりますが、この15年間の費用というのは、先ほど申し上げている年度別比較表では24億8,670万ですが、実際に平成30年度までのかかった費用の合計はどれ位だったのか明らかにしていただきたい、同時に平成32年度までの費用見通しもお示しをいただきたいと思っております。もしかしたら当初の予定通りの24億8,670万という見通しというふうに捉えていいものなのか、どうなのかを明らかにしていただきたいと思っております。

さて、前々回の広域連合の議会でも、お聞きして排ガス処理設備の、ろ布の交換費が2,300万というふうになっております。そこで前々回お聞きした時は28年度の予定のろ布の交換はされていないということでありました。そこでお聞きしたいんですが、15年間の計画では平成23年度と28年度にろ布の交換を予定していましたが、23年度は交換をされたんでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

次に定期点検の整備費等で、法定点検の整備費を除いて維持補修費における2千万以上の補修は幾つあって、実際どれくらい実施されたんでしょうか。重要な部分が結構2千万以上の場合には重要な場所が実は色々整備しなければならないということになっております。よってまたその費用はどれ位だったのかをお示しいただきたいと思っております。

次に長寿命化総合計画策定業務委託費と基幹的設備改良工事発注支援業務委託費に関連して、以前お示しをいただいた広域連合のごみ処理基本計画、ここに書かれている本施設の課題、長期包括委託事業の課題、これに関連してご質問をします。要するに後2年ですから、その課題がどの程度されているのかということでもあります。

まず最初に施設使用期間の検討についてであります。延命化を図る場合には、どの程度の延命化を図る必要があるのか、こういうことを検討する為に、このごみ焼却炉の施設をいつまで使用するのか、という前提条件を最初に決定する必要があると、このように基本計画では書かれています。今の時点になったら、明らかだと思うんですね。いつまで使用するのか、というのがまず前提としてなければなりません。まずそれを明らかにしていただきたいと思っております。

次に今後の運転維持管理方法についてであります。長期包括委託事業も後2年程で終了を迎えることから、実はその後の運転維持管理方法についても、このようになっています。今の契約を延長されるのか、または今の契約を終了するのか、新たな運転維持管理方法により、契約を締結するのかを検討しておく必要があるというのが記載されております。これは5～6年前のことであったかと思っておりますので、現時点で検討は

されたのか、どんな内容なのかをお示しいただきたいと思ひます。

次に、現在の長期包括委託事業については、32年度で契約が終了することで、実は平成31年頃までには契約方法や事業の条件など運営維持管理方法の在り方について整理する必要があるということでありました。どのような整理をされたのか、その内容も含めてお示しをいただきたいと思ひます。

さて、長寿命化総合計画を策定するに当たって、交付金の対象となるには二酸化炭素を3%減らさなければならないというふうになってはいますが、具体的にはどのように削減をされていくのか、明らかにして下さい。あまり細かな説明は必要としておりませんので、大枠をご説明いただければというふうに思ひます。

それでは次に、釧路地域循環型社会形成推進計画について伺いをいたします。デリケートな問題もあろうかと思ひますので、その辺は留意してお答えしていただければと思ひますが、実はこの推進計画の中に、今は道の方に提出していますから、まだ詳細は明らかに我々に示されていませんが、その概要は事前に説明をお受けいたしました。その中でいくつか、2つほど確認をせねばならないな、ということがあります。

その1つは、焼却施設は5市町村による広域処理から、厚岸町を含めた6市町村の広域処理に移行するとしております。当然国は広域化を進める訳ですから、交付金を支出するに当たって、更に今よりも広域化を進めるということが条件にたぶなってくるんだろうと思ひますから、事務方でその色々な準備はされていたものと思ひます。そこでお聞きしたいのは、厚岸町を含めて広域処理に移行するのはいつ頃想定しているのか、また、厚岸町においては議会の確認等もあるでしょうから、最終確認はいつ位になるのか、そのスケジュールを明らかにしていただきたいと思ひます。焼却施設だけではなくて、もう一つ最終処分場についても同様に広域化を図るということになります。最終処分場は、釧路市の最終処分場ということにもなりますから、釧路市のことで云々というつもりはございませんが、広域連合と係わることでありますので、あえてお聞きしますけれども、これも厚岸町を含めた6市町村による最終処分場とするものと私は受けとめるんですが、その点確認をしたいと思ひます。

以上で1回目の質問とします。

○議長草島守之君 理事者の答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 釧路市梅津則行議員のご質問にお答えをいたします。私からは釧路地域循環型社会形成推進地域計画これについてご答弁させていただきます。

今般、地域計画の取りまとめ、これが厚岸町から可燃ごみの広域処理について検討したい旨の申し入れが

ございまして、広域連合の5市町村に厚岸町を加えた6市町村の連名で釧路地域循環型社会形成推進地域計画、これを策定いたしまして、北海道経由でこれを環境省に提出したところということでございます。今後は厚岸町内の議論、これを踏まえまして、連合への加入について正式な協議を始めてまいりたいと、このように考えているところでありまして、そういった意味ではまだ具体的なスケジュール等々というものは、まだない、という状況でございます。

もう一点、最終処分場のことについてでございますが、これにつきましては、現在これは釧路市の部分の中での話でありまして、本議会の中、部分の中と、大きい意味での関連はあるとはいうふうには思っておりますけど、これについてはお互いしっかりと検討していくものと考えてございます。

○議長草島守之君 事務局長。

○事務局長叶田洋一君（登壇） 私からは、梅津議員の1回目の質問に答弁をさせていただきます。

まず、維持補修費の消費税後の支払い額の変化についてでございます。当初計画時の消費税5%で算出いたしました、15年間の維持補修費における消費税相当額は、1億2,433万5千円、消費税が8%更に10%に引き上げられた後の消費税相当額は、1億7,576万9千円と算出しており、差し引き5,143万4千円の増加を見込んでおります。

続きまして維持補修費の平成30年度までの費用合計と32年度までの費用の見通しについてであります。

平成18年度から平成30年度までの費用の合計が、税抜で20億6,470万円であります。平成31年度から32年度の見込み額は税抜で4億2,200万円であり、15年間の総額は税抜で24億8,670万円であります。

続きまして、排ガス処理設備のろ布の交換についてでございます。長期運営維持管理業務委託契約では、受託会社が日々の点検結果を踏まえた維持補修を適切に行い、性能を確保していく事が基本となっております。平成23年度のろ布の交換につきましては、機能低下がないことから実施しておりません。

続きまして、維持補修費の2,000万円以上の補修の実施状況についてであります。15年間の維持補修計画では、定期点検以外に2,000万以上の費用を要する大がかりの補修工事は、21回となっており、これまでに11回が実施されております。また、これとは別に計画外の大がかりの補修工事も25回以上実施されており、工場の機能の向上を図られてきたところであります。維持補修に要した費用につきましては、計画外の補修を含め、15年間の業務委託費の中で、実施されております。

続きまして、当清掃工場の延命化による使用期間についてであります。環境省の廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引きでは、従来20年程度の寿命とさ



れました清掃工場について、基幹的設備の更新工事により、10から15年程度の延命化を図ることができるとしており、この最長であります15年間の延命化により、供用開始から30年間の使用期間を設定いたしました。道内で先行して延命化に取り組んでいる旭川市、北見市、十勝複合事務組合においても供用開始から30年間の使用期間として長寿命化に取り組んでいるところであり、これも参考とさせていただいたところであります。

続きまして、現契約の延長についてであります。長期運営維持管理業務委託契約につきましては、現在の契約が平成32年度に終了することから、現在検討を行っているところであります。

続きまして、新たな契約の契約方法や事業条件についてであります。新たな長期運営維持管理業務委託契約の契約方法につきましては、現在検討を行っているところであります。新契約の事業条件につきましては、多岐にわたる検討が必要であり、構成市町村の負担の抑制を念頭に置きながら、しっかりと条件整理を検討していきたいと考えております。今後これらの検討・準備作業を進めながら、遅滞なく進めてまいりたいと考えております。

続きまして、二酸化炭素3%削減をどのように達成させるのかについてであります。計画中の基幹的設備改良工事は、省エネルギー対策の観点から、動力機器の高効率化や照明のLED化などに取り組み、二酸化炭素排出量を3%以上の削減を達成してまいります。

私からは以上であります。

○議長草島守之君 14番梅津則行議員。

○14番梅津則行君（登壇） それでは2回目の質問をさせていただきます。維持補修費にかかるものは、要するに結果的にトータル15年で予想とした24億8,670万の範囲に収まっていて、かつ予定していない大きいものの補修がそれなりにあったということでご説明を願えたのかな、というふうに思います。よって、評価としては、きちんと24億以内に収めているから、金額的というか費用的には大きな問題はないということの説明だったかと受けとめています。私が懸念していることは、何かと申しますと、ろ布の交換のことも述べました。これは機能低下がしていないからと、いうことであります。それをどういうふうに評価するかということなんですよ。それをまずお聞きしたいと思っておりました。

当初15年間で、ろ布の交換というのは2回想定していたんですね。2回とも取り替えなくてもいいぐらい機能は低下していないということ、そうすると当初に計画していた2回が0なんですけど、15年間でそれじゃあまり燃焼効果の関係でろ布に大きな影響がないのか、ろ布の仕組みがどうなのか、仕組みの話はいりませんので、交換しなかったことは順調に運転をし

ているというふうに捉えるのか、その点をまず、お聞きしたいというふうに思います。

実はろ布のことだけを述べましたが、やはり機械ですから一定程度10年を超えてきて、15年目に入ってくると様々な所に補修しなければならない、交換しなければならないものが出てくるものだと思うんですね。そこをやはりしっかり見る必要があると思うんです。

そこでお聞きしたいのです。この維持補修費の中で、2,000万以上の項目というものが幾つかありますが、先ほどのろ布の交換もありますが、例えば、ごみ破碎機の刃を交換するだとか、破碎機の基軸を交換するだとか、というのは、これは15年間に亘ってそれなりに交換をしていくということは、要するに色んなごみが入ってくるものだから、破碎機をどんどん、どんどん使っていくので、交換をする。そこが一つ傷みやすい場所なんだというふうに思うんですね。それから800度や1,300度の温度を上げる訳ですから、ガス化炉としてやっている訳だから、その後に出てくる例えばスラグが出てくる場所の、ドロドロのやつが出て来るんですけど、その所も本当に長く保つことができるのかどうか、心配のところは幾つか出てくると思うんですね。

よって、お聞きしたいのは、要するに15年目を迎えてここを相当点検しなければならないぞ、ということをどのように現時点では考えているのか、ここを聞きたい訳ですね。その具体的な検査とか、調べるのは本格的にはこれからだと思うんですが、今の13年目の時点に立って、やはり先ほど言った破碎機のことだとか、スラグが出てくる所だとか、そういう所はやっぱりどの程度傷んでいるのか、というのは、大事なポイントなんだと思うんですね。もちろん煙の、煤塵の関係などありますけども、事前に色々お聞きしたときに、一番心配なのはそういう所がありますというふうに事務方でも認識を示していましたので、ぜひこの所は今、どのように見ているのか、この後、そこが大きな課題になっていくのか、費用の見通しはどのようになっていくのか、などを可能な範囲でぜひお示しをいただきたいと思っています。私の一番の問題意識は要するにそこにあります。延命化を図るのは一般論で結構だと思いますけども、どの程度傷んでいるのか、ということですね。ここが一番心配をするところでもありますので、要するにそこだけしっかりお答えをいただきたいと思っています。以上です。質問を終わります。

○議長草島守之君 理事者の答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長叶田洋一君（登壇） それでは私から梅津議員の2回目の質問についてお答えをさせていただきます。

本清掃工場では、可燃ごみを24時間連続で焼却処理を行っており、稼動から12年が経過する中で、様々な

箇所劣化が生じております。性能保障を確保する運営は行われているものの、特にごみの通過するライン、不燃物や焼却残渣などの固いものが通過するライン、高温で砂が循環するライン、焼却炉内部の耐火物、ボイラー水管等で摩耗や低温腐食が進んでおり、補修頻度が高くなっています。このような所の機能更新を含めた重点的な更新を図らなければならない、というふうに考えているところでございます。

費用の見直しにつきましては、今後それらを検討しながら算出をしてみたいと考えているところでございます。私からは以上であります。

○議長草島守之君 次に8番、佐藤昭平議員の発言を許します。

8番佐藤昭平議員。

○8番佐藤昭平君（登壇） 私、2015年11月の定例会で広域連合の議会で色々質問をさせていただきました、色々勉強もさせていただきました。過去8回の質問や答弁を踏まえつつ、今議会では1件目は平成31年度の一般会計予算について、随時お聞きしていきたいと思っております。

1点目は、歳入に関して、使用料及び手数料の中の、ごみ焼却手数料の単価改定の件で条例改定案を出されてありますが、その点について再考を求めるとそういう内容であります。消費税税率引上げに係わる問題であります。消費税引上げについては、すでに現国会で様々議論をされておりますけれども、国民の所の家計消費の落ち込み、なかなか回復しない状況であることや、実質賃金のマイナスということも改めて明らかになってきたというようなことで、実施時期についても含めて様々、賛否の議論もされているところであります。法律改正されれば、それに添った対応をすると、端的に言ってしまうと実際のところでは、そういうようなことかもしれないかもしれませんが、しかしごみ行政というのは、住民の暮らしに正に直結していますから、様々配慮も必要でないかというふうに考えるものであります。住民の生活を支援する立場というようなことがどうしても必要だというふうに思いますし、取り分け2019年度の所からは、年金支給の減額等々の状況も明らかとなっておりますので、連合に係わって言えば可燃ごみの直接搬入部分の所の料金の考えに係わってくるのですが、これは是非せめて据え置きをするという考えはないかということでもあります。それぞれごみの回収量については、構成自治体の所での考え方様々、料金を含めてであろうかと思いますが、広域連合の工場に直接ごみを、可燃ごみを搬入するという方々について色々聞くと、やはり僅かでも節約をすると、というような生活防衛的観点からされておりますので、是非そういう点では丁寧に考えていく必要があるのではないかというふうに思います。そういう点で言うと、ここについては全体の金額が総額が予算の所で

書かれておりますけれども、1件あたりの増税分がいくら位になるのか、お一人で何回も出される方が居ますので、1件あたりのこの増税分というのはいくら位に該当するのかな、ということをお聞きしたいと思っておりますし、この料金の収益という点では条例改正も出されておりますけれども、全く意に介さないのかということも含めてこの分についてまず、お聞きをしたいというふうに思います。

2点目につきましては、同じく歳入部分の5款諸収入に係わって資源物の売払収入の部分であります。今期も平成27年だったと思っておりますが溶融スラグの管理も含めて、私質問させていただいております。今議会では事務局の方から溶融スラグの管理記録表ということで、資料も頂きました。ありがとうございます。

それで、予算計上は売上げの所について言うと、2,000円ということに計上されております。平成18年からの売上げの状況を見れば、色々ある訳でありますけれども、平成25年度以降を見ると、この間の売却収入実績から歳入は固くというような点から言えば、2,000円ということでは現実的なことかなと、金額上はそのように理解をする訳であります。この資料のところ、まず1つ目としてお聞きをしたいんですけども、利用量ということに書かれて数字が上げられておりますけれども、これちょっと中々分かりづらい数字でございます。その範疇としてはどのような範疇になるのか、この売却分の他に利用されている部分はあるのかな、というふうに思いますので、そういう点で売上げということが第1の目的かな、というふうに思いますが、それ以外の利用状況というのはどういったふうになっているのかというご質問であります。

2つ目は、平成29年度について、過去平成18年度の1年目の時から、ずっと見ますとこれが初めて発生量を上回る利用量ということになっております。これはある意味画期的なことでもありますから、今後の利用や売却収入を伸ばしていくという点からみれば平成29年度については、どのような状況になっていたのか、色々努力もされたのではないかというふうに思いますが、どんな状況かお聞きをしたいと思っております。

3つ目のところは、予算額の所は現実的だということにも思いますけれども、いずれにしても売却収入は低迷というような、発生量等から見れば、そういうふうなことの評価は否めないというふうに思います。この間路盤強化剤など、使用価値については言われておりますけれども、実際にこういうような資材の点での市場での役割というのは、あるのか、つまり商品としての見込みはどうか、というようなことについて見込みをお聞きしたいと思っております。

4点目は私もこの間、現場を見させていただきましたが、スラグの置き場は広大にあるようですけれども、いささかごみ置き場風になってきてい

るのは否めない状況であります。当然こういうような質の、こういうような物質ですから、会計検査院の基準には合致していることというふうに思いますけれども、それにしても全体の、平成29年度、若干このストック残量は減りましたけれども、概ねどんどん増えていくというような状況になっていきますので、今後の管理の考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

次に、歳入でお話した売払収入で、新規となっております。緑化基盤材5万4千円についてであります。歳出では、この関係で言うと歳出では、ごみ発熱量の改善事業関連費という430万計上されている部分が、この収入を得る意味での裏付けになっている予算かなというふうに思います。私、通告をした質問の前提をまずお聞きしたいんですけど、この間数字の点ですので、事務局に照会をいたしました、ちょっとうまく繋がらなかった部分もありますので、恐縮ですがこの場をもってちょっと説明を求めたいというふうに思います。

平成30年度と対比の資料がこの31年度予算の概要説明を受けたときに、資料として頂きました。平成30年度のごみ発熱量改善事業関連費用予算は、340万5千円となっております。平成31年度の予算は430万円が計上されています。差額は89万5千円ということになりますが、概要説明で示されている金額はこの差額は130万円増というふうになっております。引き続きの質問を続けていく上で、この金額の齟齬について説明をまず求めていきたいというふうに思います。

2つ目は、この関連費いずれにしてもそれぞれ予算計上をされて430万ということで示されておりますけれども、全額堆肥化の為の予算というふうにして理解していいのか、どうかお聞きをしたいというふうに思います。

それで質問なんですけども、1つ目は堆肥の販売額の見積もりということで計上しておりますけれども、これは新たな資源活用という点での予算が計上されている訳ですが、これは販売先の目当てと、そういう点ではどういう点を考えられているのかをお聞きしたいと思います。

2つ目は、対象としている刈草分については、これは今までの議会の中で鉦路市の分だというふうな受けとめておりますけれども、全体のその発熱量の維持という点から言えば、他の構成町村についても協議や調整など、これを広げていくという点での考えはあるのか、どうかをお聞きをしたいと思います。

3つ目は、これはまだ本事業に31年度からの本事業という本実施ということでもありますけれども、発熱量の改善効果というのはどの程度、見込まれるのか、これについてもそもそも関連があるのかどうか、ということも含めてお聞きをしたいというふうに思います。3

点目は最初の3款の中の、ごみ発熱量改善資材購入費の部分ですが、これは1,308万円ということで計上されています。前年度比で255万円24.2%相当の額、比率でもって増額をされております。年々この種目については増加傾向にある訳でありますけども、31年度については大きなとりわけ前年度比で大きな増加となっていると言えらると思います。30年度の決算、実績については未定でありますので、単純に予算比と予算ベースで比較になる訳なんですけど、これはごみ回収量、焼却ごみの減少によるものなのか、また資材単価の上昇等に伴うものか、はたまたそれ以外の要因があるのかどうか、その点について以上質問をいたしたいと思います。

2点目のその他については、質問もあり、答弁もされております。一定理解されましたので、2点目については却下をしたいと思います。以上で1回目の質問とします。

○議長草島守之君 理事者の答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 鉦路町佐藤昭平議員のご質問にお答えさせていただきます。私からは、消費税増税への対応についてお答えをさせていただきます。

消費税の増税分につきましては、これは税負担の円滑かつ適正な転嫁を図っていくということが基本でございまして、広域連合としても適切に対応してまいりたいと、このように考えている次第でございまして。私からは以上であります。

○議長草島守之君 事務局長。

○事務局長叶田洋一君（登壇） 佐藤昭平議員の1回目のご質問にお答えをさせていただきます。消費税に係わるご質問でございまして。1件あたり、どれ程の増税額になるのか、ということでございまして、直接搬入ごみ量については、現在82円が84円を予定しておりますので、2円の増加額ということでございまして。それから、スラグ利用状況でございまして、29年度において、総利用量が1,901.25トンであるけれども、売却と売却でない部分についての量についてのお答えをさせていただきます。売却、有償売却につきましては、このうち515トンの有償売却しております、その他のトン数については、量については無償で渡しているところでございまして。

このスラグについて商品として、売却の見込みがある、価値があるのかどうか、ということでございまして、スラグにつきましては、J I S規格に基づいて、品質を管理しております。これに基づいて通常の建設資材として山砂の代わりになる性質をもっているということで、取扱をさせていただいているところでございまして。

スラグの管理方法につきましては、適正に管理をす

る土場の方に年度毎に管理をさせていただいておまして、飛散、或いは散逸をしないような形で保管をさせていただいておきます。順次、適時、売却をする努力に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、刈草の売却費の30年度と31年度の金額の齟齬についてのお答えをさせていただきます。

平成30年度におきましては、刈草の乾燥実施の他に、ごみの汚水抜き取りの委託業務も加えて30年度予算とさせていただきました。31年度につきましては、純然たる刈草の委託費だけを計上させていただきましたことから、30年度と31年度に齟齬が生じたということでございます。改めてお詫び申し上げたいと思います。

発熱量改善資材につきましては、今後堆肥化を進めて順次進めさせて頂きたいと思っているところでございます。販売先につきましては、近隣のずり山に販売をさせていただきたいと思っているところでございます。この刈草の売却、刈草の堆肥化に伴いまして、発熱量を確保することが可能だと認識しておりますし、各構成市町村への効果についてもあるものと認識しているところでございます。私の方からは以上でございます。

○議長草島守之君 8番佐藤昭平議員。

○8番佐藤昭平君（登壇） では2回目の質問を何点かさせていただきたいと思っております。

消費税の増税分につきましては、連合長の方からの答弁で想定できた中身ではありますけれども、色んな法律の改正であるとか、そういう点である意味での縛りということは、承知するところではありますけれども、この住民の暮らしについて、検討の経過といえますか、そういうことが何ら感じられないというような答弁でもございましたので、こういう消費税の増税を条例改正も含めてありますけれども、そういう部分も含んだ予算については賛成出来ない、というような中身が含んでいると言えるように思います。ただ、消費税増税、100%確定というような事でもないようです。国の予算通過後に再検討というような状況も洩れ伝わっている部分もありますので、是非そういう部分も含めて適切に対応していただければというふうに思います。

次2点目の、まず溶融スラグの部分についてなんですが、有償の部分と、無償の部分ということなんですけれども、これは前に先ほど言った時期の定例会にご質問をさせていただいた時に、なかなか売却というのは進んでいないというようなこともお認めになった訳なんですけれども、そういう一方、清掃工場敷地内の路盤強化等々も含めて、溶融スラグを活用していると、言わば身内のと言うか、自分の敷地内の所での活用というような事を答弁として記録しているんですけど、

この無償という中身は、ある意味、自らの敷地の中での活用というような状況になっているのか、それともこういう無償で提供するというような形が具体的にどのような形で行われているのか、公共施設の敷地等であれば色んな点で評価出来る分もあるかもしれませんが、民間というような事になれば、それはそれで如何なものかな、というような点もある訳であります。無償という点では非常にボランティアにしたものだなと思えますけれども、実態の活用というのはどうなっているのか、お聞きをしたいというふうに思っております。

3点目でありますけれども、まず、その質問の前提の部分の所でなんですが、130万の齟齬という130万と89万というのが分かりました。これはわざわざ町議会の方にお越し頂いて、事務局の方から予算の概要のご説明を受けた訳でありますけれども、その中身が同じ項目で比較をするのではなくて、実はその年、その年でもってその中身が違っているとすれば、予算の所、金額を突合して行く時の根拠というのが非常に理解をしづらくなりますので、これについては、この間の色んな予算、昨年度の予算説明の関係でも陳謝があった訳なんですけれども、是非正確を期していただきたいというふうに思います。その点お願いも申し上げて、以上2点について2回目の質問としたいと思います。質問を終わります。

○議長草島守之君 理事者の答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 佐藤議員の2回目のご質問についてお答えしたいと思います。

消費税についてでございます。住民の暮らし、そういったものをしっかり検討したところが見えないというご指摘でございますけど、そもそも消費税の議論は国の中で国民の暮らしを踏まえた中で、しっかりと議論がされてきたものと、このように受けとめているところでもあります。私どもは、その決定を適切に対応することが必要であると、このように考えてございます。合わせてこの10月から予定されている訳でございますので、ここはしっかり準備することが必要なことと、このように考えているところでございます。私からは以上であります。

○議長草島守之君 事務局長。

○事務局長叶田洋一君（登壇） 佐藤昭平議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目です。無償の中身について、どのような活用がなされているのか、ということでございますが、敷地内の搬入進路の整備等に使用させていただいております。

次に130万円の齟齬につきましては、今後このような事がないように、検証させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長草島守之君 以上をもって質疑並びに一般質問を終結いたします。

---

**議案第1号ほか1件討論省略**

- 議長草島守之君 この際お諮りいたします。  
両案に対する討論を省略し、直ちに採決に入ること  
に、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長草島守之君 ご異議なしと認めます。  
よって直ちに採決を行います。

---

**議案第1号表決（可決）**

- 議長草島守之君 初めに、議案第1号、平成31年度釧路広域連合一般会計予算を採決いたします。  
本案を原案可決と決することに賛成の議員の起立を求めます。  
〔起立多数〕  
○議長草島守之君 起立多数と認めます。  
よって本案は、原案可決と決しました。

---

**議案第2号表決（可決）**

- 議長草島守之君 次に、議案第2号、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。  
本案を原案可決と決することに賛成の議員の起立を求めます。  
〔起立多数〕  
○議長草島守之君 起立多数と認めます。  
よって本案は、原案可決と決しました。

---

**閉会宣告**

- 議長草島守之君 以上をもって、今議会の日程は、すべて終了いたしました。  
平成31年第1回釧路広域連合議会2月定例会は、これをもって閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

午後3時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

釧路広域連合議会 議長 草 島 守 之

同 議員 高 橋 正 秀

同 議員 松 永 征 明

平成31年第1回釧路広域連合議会2月定例会議決結果表

会期自平成31年2月18日

至平成31年2月18日

（1日間）

釧路広域連合議会議長 草 島 守 之

議案番号	件名	提出者	議決年月日	議決結果
選挙第1号	議長選挙の件	副議長	31. 2 . 18	選挙完了 (指名)
議案第1号	平成31年度釧路広域連合一般会計予算	連合長	〃	原案可決
議案第2号	消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例	〃	〃	〃

議会に報告されたもの

報告番号	件名	提出者	報告年月日	報告結果
釧路広域連合監査報告第1号	釧路広域連合監査報告書	監査委員	31. 2 . 18	報告完了
釧路広域連合監査報告第2号	例月現金出納検査報告書	〃	〃	〃

## 平成31年第1回釧路広域連合議会2月定例会 質疑・一般質問発言項目一覧表

順位	月日	議席番号・発言議員	通 告 内 容
1	2/18 (月)	14番 梅 津 則 行 (釧路市)	1 議案第1号 平成31年度釧路広域連合一般会計予算 (1) 清掃工場運営維持管理業務委託費 (2) 長寿命化総合計画策定業務委託費と基幹的設備改良工事発注支 援業務委託費 (3) その他 2 釧路地域循環型社会形成推進地域計画
2	2/18 (月)	8番 佐 藤 昭 平 (釧路町)	1 平成31年度釧路広域連合一般会計予算 (1) 消費税増税への対応について、可燃ごみ直接搬入分等への増税 分転嫁は住民負担軽減の立場から止めるべきではないか (2) 「資源物売払収入」について、①スラグの発生・売上・在庫及 び管理状況、②緑化基盤材の予算額の根拠 (3) 改善資材購入量見込み増の根拠 2 厚岸町の広域連合加入の動向について



釧路広域連合議会議員表

平成31年2月

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	15	16	17
近江屋 茂	高橋 正秀	立石 巧	中村 仁志	佐々木 洋平	佐藤 昭平	三木 均	木 敏博	河 初恵	大 拓也	松 和仁	宮田 団	草 守之
弟子屈町				釧路町				釧路市				
				1 東 隆行								
				2 藤 吉人								
				鶴居村								
								13 松 征明				
								14 梅 則行				

壇

副広域 連合長 (釧路町長)	副広域 連合長 (鶴居村長)	副広域 連合長 (白糠町長)	副広域 連合長 (弟子屈町長)
----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------

(小茂) (大石正行) (棚野孝夫) (徳永哲雄)

監 査 委 員	事 務 管 理 者	広 域 連 合 長
------------------	-----------------------	-----------------------

(中井康晴) (名塚 昭) (報名大也)

議 長 事務局長

議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
-------	-------	-------	-------

広域連合 副主幹	広域連合 事務局長
-------------	--------------

(藤森一行) (叶田洋一)

## 平成31年第1回2月定例会議事経過

会 期	年 月 日	曜	区 分	内 容
1	31. 2 . 18	月	本 会 議	開会 黙祷 議席指定 議長選挙 会期の決定 広域連合長の発言 提案説明 質疑・一般質問 表決 閉会

釧路広域連合議会会議録  
平成31年第1回2月定例会

平成31年3月発行

編集・発行 釧路広域連合議会事務局

〒085-0807 北海道釧路市高山30-1  
電話(0154)92-2002

印刷 株式会社 藤プリント  
電話(0154)22-9311